

魅力ある防衛施設建設事業の実現を図るための提言

平成26年3月

有志による防衛施設建設業務に関する懇談会

魅力ある防衛施設建設事業の実現に向けての提言

有志による防衛施設建設業務に関する懇談会

1 はじめに

建設産業は、東日本大震災の復興、国土強靱化策等による公共建設投資の増加、及び2020年東京オリンピック関連施設の整備などにより、当面旺盛な建設需要が見込まれている。

このような中、防衛省発注の工事の入札において、入札不調が多くなると共に、競争参加者が急減するなど、防衛施設建設事業の円滑な執行に支障を及ぼす恐れのある状況が出現している。これらのことは、建設会社等が、旺盛な建設需要の中で、手持ちの技術者や下請け等を活用し、できるだけ利益の上がる、リスクの少ない案件をと、入札に参加する案件を選別していることにより生じているものである。

防衛省発注の工事については、かねてより規模の割に工期が長いことなど指摘されていたところであるが、人手不足や資機材の高騰傾向にある中で、これらの請負者等にとってのリスクがあからさまになってきたものと考えられる。

この提言書は、このような防衛施設建設事業に係る諸問題を洗い出し、その解決を図ることによって、当該事業を魅力あるものにすることを目的として、公益財団法人防衛基盤整備協会の協力を得て、建設コンサルタント等及び建設業者の関係有志からなる「防衛施設建設業務に関する懇談会」（名簿は別紙2に示す）を開催し、意見交換を行い提言として取りまとめたものである。

2 魅力ある防衛施設建設事業とは

「魅力ある」というとき、誰にとって魅力があるのかを考える必要がある。防衛施設建設事業に主に関わっているのは、建設事業に直接携わっている職員（以下「建設職員」という。）、部隊等のユーザー、技術業務の受託者及び工事の請負者である。「誰にとっての魅力か？」というとき、これら関係者全員にとって魅力があるものでなければならない。

建設職員にとって魅力のあるものでなかったら、他の関係者にとって魅力

のあるはずが無く、ユーザーや受託者等に魅力が無かったら、建設職員にとっても魅力の無いものになる。

建設職員にとっての魅力は、

- (1) 仕事のやりがい、達成感を得られる。
- (2) 自分の成長を実感できる。
- (3) 関係者から感謝され、認められる。
- (4) 建設プロセスにおいて良い人間関係を構築できる。

ことなどであり、ユーザーにとっての魅力は、

- (1) 専門家が自分たちのニーズを実現してくれる。
- (2) 専門家の適時適切な支援を得られる。
- (3) 快適な職場環境が得られる。
- (4) 建設プロセスを通じて良い人間関係を構築できる。

ことなどであり、受託者や請負者にとっての魅力は、

- (1) 適切な利潤が得られる。
- (2) 契約に基づき仕事が円滑に進められる
- (3) 従事した職員が質の高い経験により成長を実感できる
- (4) 建設プロセスを通じて良い人間関係を構築できる。

ことなどがあげられる。

事業に魅力があれば、技術力の高い企業及び技術者が受注し、このような企業、技術者と一緒に仕事をすることで建設職員も啓発され、より一層良い仕事ができるようになる。このことによって更に事業の魅力が増すことになる。このような好循環の中で、防衛施設の品質の確保、業務の適切かつ効率的な処理が行われていくことになる。

3 現状と評価

防衛施設建設事業の「魅力」について、懇談会において次のような指摘があった。

- (1) 技術業務について
 - i) 他の発注機関に比べて直接原価が10%程度高く、利益率が低い。
 - ii) 発注ロットが小さく非効率であること。
 - iii) 部隊及び米軍等の関係機関との協議・調整が多いこと。
 - iv) 設計上の方針決定に時間を要すること、協議での大幅な修正、成果物の引渡し後に設計の修正を求められるなど、発注者としての対応が不十分と感じることが多いこと。
- (2) 工事について

- i) 工事費に比べて工期が長く、受注しても法手続きが未了などの理由で工事着手できないこと。
- ii) 工期が長いこと、積算が市場動向に追いついていないことなどから、(民間建築等と比較して) 利益率が低いこと。
- iii) 標準図活用方式等が採用されているが、発注者の関与が不十分であることなどによって設計に長時間を要することや、計画通知等の法手続きにも時間を要することから、工事着手が大幅に後送りされることが多いこと。
- iv) 現場で変更の必要が生じた場合などの方針決定に日時を要し、作業員の待機等が生じ、円滑な工事の実施を阻害していること。
- v) 監督官が現場の状況を把握していないことが多く、現場の相談、協議等を円滑に進められないこと。

このような指摘が、全てに当てはまるものではないと考えられるが、技術業務の受託者及び工事の請負者から、「発注者の対応が十分でない」という意見が出されていることを踏まえると、建設職員及びユーザーである部隊等においても、防衛施設建設事業に対する魅力という点では問題があるものと考えられる。

防衛施設建設事業の魅力化を図るためには、以下の点を検証し、必要な措置を講じる必要があると考える。

- i) 人員の配置、予算及び仕事の仕組み等は、計画される事業を円滑にかつ高い品質を確保して実行するために十分なものであるか。
- ii) 仕事の実施方針が明確で、プロセスの管理、及び成果物の品質管理などが、組織的な仕組みの中で、リーダーシップが発揮されて行われているか。
- iii) 職員の仕事に対する姿勢は、ユーザーや受託者等の顧客の方を向いているか、また、これら顧客の要求に適切に対応できる能力が付与されているか。

4 魅力ある防衛施設建設事業の実現に向けた提言

懇談会で出された防衛施設建設業務における問題点及びその対応策などについて、上記の3つの観点も踏まえ、建設職員、部隊等のユーザー及び受託者等にとって「魅力ある防衛施設建設事業」の実現を図るべき提言を行う。

(1) 業務の実施体制の見直しを行う必要があるもの。

懇談会において、防衛省の建設職員一人当たりの業務量は、3億円以上で他の発注機関の数倍となっているにも関わらず、仕事の実施体制は昭和40年代のそのままで、根幹部分の見直しが行われておらず、現代の業務の実施環境等に適合していない。また、少子化の進展、職員の採用制度の変更などがあり、人材確保等において、現行の広域異動を前提とした組織編制では行き詰まりが危惧されるとの意見があった。

防衛施設建設事業の魅力化を図るためには、先ずそれを担う建設職員にとって魅力ある職場であることが不可欠であり、その観点から組織の見直し等について以下の事項を提言する。

ア 中央及び地方防衛局の組織を見直し、業務への専念、広域異動の抑制、局間及び年間業務量の変動等への対応が可能な組織とすること。

＜理由等＞

地方防衛局調達部の組織は、建築、土木及び設備の専門職種毎の編成になっていて、これらの部署で、調査、設計、監督、検査等防衛施設建設に係る技術業務の殆どが処理されている。このような組織編制では、業務量の負荷が大きいなかで、あれもこれもというように多種の業務を処理しなければならない、設計等のそれぞれの業務に専念することは難しく、更には入札制度の変更によって総合評価に係る技術審査業務等が付加されたことなどから、益々その傾向は強くなっている。

建設職員の殆どは、3年以上同一ポストに就くことを禁じられているいわゆる会計職員であり、局内での異動ポストが無いことから広域異動を余儀なくされている。また、地方防衛局の業務量は、防衛力の整備計画等により施設建設事業が大きく変動するのが通例であり、大きく増加した局の業務量进行处理するための職員を異動により確保している状況である。これらの結果として、職員はほぼ2～3年に1回の広域異動を強いられており、業務の継続性が難しく、またユーザーや地元自治体との人的関係の構築も難しく、円滑な業務の執行の阻害要因となっている。

イ 調査・設計費及び工事費の予算について、事業の円滑な実施の観点から、以下の配慮を行うこと。

i) 調査・設計と工事費の要求年度を分けること。

＜理由等＞

自衛隊施設整備は、そのほとんどが同一年度に調査設計の実施と工事の契約を行う予算となっていることから、十分な施設の計画の検討、設計等の期間を確保することが困難であると共に、工事の発注が年度末に集中する傾向となる。

このことが、設計における監督官の対応の不十分さや、計画通知等の法手続きの遅れなどの遠因となっている。

- ii) 設計費については、庁費による支弁から工事費によるものに変更するなどして、業務に必要な経費を確保すること。

<理由等>

自衛隊施設整備においては、設計委託費が全ての事案について行うものとして確保されていないことから、標準図活用方式により工事が発注される場合が多い。この方式によった場合、部隊等の要望が固まっていない中での設計となること、設計完了後の法手続きとなることなどから、工事着手までに相当の期間を要することになる。

工事着手までに相当の期間を要することは、物価変動や工事費が増額となった場合の予算の確保が困難になるなどのリスクの増大につながり、防衛施設建設事業の魅力の低下要因の一つとなっている。

- iii) 長期国債（4年又は5年国債など）の活用などによって、本来一体のものとして発注すべきものは、1件工事として発注できるように措置すること。

<理由等>

建物の躯体と内装工事など、本来一体のものとして契約すべきものを別件工事として発注することは、請負者にとって工事の魅力を損なうばかりでなく、施設の品質確保、工程管理及び瑕疵等があった場合の責任の帰属の問題など多くの問題を生じさせる恐れがある。

一方、建物付帯工事など本体工事終了後に行う工事については、工事の着手時期を踏まえるなど、事業の計画に即した予算とするよう配慮する必要がある。

- ウ 仕事の仕組み、手順などを見直し、以下の措置を講じることなどによって、組織的に業務のプロセスを管理する体制を整備すること。

- i) プロジェクト管理の手法を導入することなどによって、事業の計画から完成までの全体のプロセスを組織的に統制管理する仕組みを整備すること。

<理由等>

懇談会において、各種業務への発注者の顔が見えず、その関与が不十分であること、上司に報告した段階でそれまでの調整結果が覆されるなどの問題が強く指摘されているが、これらのことは仕事が組織的に、シ

システム的かつ計画的に行われていないことが原因と考えられる。

防衛省内における建設担当部署としての位置づけ、役割（ユーザーとの関係）等を明確にした上で、計画から工事完成までの全体のプロセスを組織的に統制・管理する仕組みを整備する必要がある。この組織的な統制・管理の仕組みの検討においては、次に述べる外部委託などの活用も考慮した、プロジェクト管理、QMS（ISO9001）の手法の導入などを考慮する必要がある。

ii) 外部委託による業務の位置づけ、内容等を防衛省における実施体制に適合するように再定義すると共に、積極的な活用を図ること。

<理由等>

施工監理及び事業監理業務等が外部委託により行われているが、これらの業務の位置づけ、効果等が不十分であるとの指摘がある。

業務の外部委託は、建設職員の業務上の負担を軽減するためには、その有効活用を図ることが不可欠であり、工事等の品質確保という面からも重要な位置づけになっている。これらの業務を有効活用するためには、i) で検討される業務の仕組みの中で、位置づけ、業務内容及び受託者の責任などを明確にされる必要がある。

そして、その業務範囲、内容等の検討に当たっては、防衛省における業務の実施体制、求められる業務水準などを踏まえ、前例や他省庁の例に拘ることなく、より積極的な活用を図る必要がある。

(2) 制度の整備や運用の改善を図る必要のあるもの。

防衛施設建設事業の契約関係業務については、会計法令等の規定に基づき、他省庁の制度などを参考として実施されている。一方において、他省庁の数倍という建設職員一人当たりの業務量を処理すると共に、防衛施設という特殊な用途の施設を、制約の多い米軍基地や自衛隊駐屯地などの中で、事業が実施されているという特徴を有している。

防衛施設建設事業の実施に係る諸制度の整備や運用に当たっては、これらのことが十分に考慮されるべきであり、別紙1に示した「防衛施設建設業務に関する要望事項」は、このような観点も踏まえ要望するものである。

(3) 人材の育成を計画的、継続的に、かつ強力に推進すること。

懇談会において、職員の経験や知識の不足から、設計や工事における発注

者としての対応について、多くの問題が指摘された。

建設職員については、自ら設計を行い、現場での監督業務の豊富な経験を有する職員が退職時期を迎え、設計及び監督等の殆どを外部委託により実施してきた世代に交代しようとしている。上記のような問題は、今後さらに大きな問題となって行く可能性もあり、早急に人材育成のための対策を講じる必要がある。

この人材育成においては、防衛施設建設部署としての業務に対する明確なビジョンを掲げ、その実現に向け、主に以下のことに留意して行うことが求められる。

i) リーダーの育成を図ること

防衛施設の建設部署は、省内で唯一の施設技術に係る業務を取り扱う部署であり、施設の品質の確保等を図るためには、当該部署のリーダーシップが不可欠であること、また、業務の多くの部分が外部委託により行われており、この面でも発注者としてのリーダーシップの発揮が不可欠である。

ii) 顧客指向の業務に対する姿勢を確立すること

防衛施設建設事業を担う建設職員の主な顧客は、部隊等のユーザー、技術業務の受託者及び工事の請負者等である。建設職員にとって魅力ある仕事とするためには、顧客にとっての魅力を高めることが不可欠であり、業務を顧客指向で取り組む姿勢を確立する必要がある。

—以 上—

防衛施設建設業務に関する要望事項

1 全般

防衛施設建設業務に係る契約等の制度設計においては、会計法等の会計法規に基づくと共に、他の発注機関との整合を図らなければならないことは当然のことであるが、防衛施設建設業務の特質、業務の執行体制、処理能力等も考慮して行わなければ、業務の適切かつ円滑な執行に支障を来し、延いては、防衛施設の品質の確保も困難なものとなる恐れがある。

このような観点から、防衛施設建設業務の制度設計においては、以下の点に特に留意する必要がある。

- (1) 防衛施設は、防衛省の内部においては一般のものと思えても、外部の者にとっては、そのほとんどが「特殊」なものであり、施設の使用目的、使用形態などについて十分な理解が不可欠なこと。
- (2) 自衛隊駐屯地や米軍基地の中における工事等については、部隊関係者との密接な調整が不可欠であること、入門手続きなどにおける制約は大きいこと。
- (3) 防衛施設建設業務に従事している職員の業務負荷は、他の発注機関に比べて大きく、より効率的に業務を処理する中で高い品質の確保が求められていること。

2 設計等の技術業務について

- (1) 技術業務の契約方式については、プロポーザル方式やより技術評価のウェイトの高い総合評価方式を積極的に採用すること。

<理由等>

防衛省における設計業務の特徴として、

- ① 防衛省における設計業務は、自衛隊や米軍の要望を聴取し、調整しながらの業務が殆どであり、所謂、基本設計的業務が多く含まれること。
- ② 設計の進め方が、ユーザーや関連する他職種の業務との調整を行いながら進めなければならないこと。
- ③ ユーザーや米軍等との調整が、受託者による検討資料の作成や打合せ会議への参加が求められることが多いこと。

などが上げられている。このような業務を適切かつ円滑に処理するためには、相当の技術力、業務経験及び調整力等が必要であり、その能力を持っている企業を

受託者とすることが不可欠と考えられる。

(2) 基本設計を行った後の実施設計における技術評価において、基本設計の実施者の評価を適切に行うこと。

<理由等>

基本設計後の実施設計は、総合評価方式で行われているが、現在の方式では、基本設計の実施者とその他の者が全く同列に評価され、基本設計を実施することで受託者が得た知識、ノウハウ等が事後の実施設計において活用されない恐れがある。

設計の担当者が多忙で業務の全体を掌握することが困難であること、異動等により担当者が代わることなども考慮すると、基本設計の実施者のこのような資源は大事に活用する必要があるものと考えられる。

(3) 管理技術者の手持ち業務の要件については、次のことに配慮すること。

i) 設計の照査技術者としての業務は、手持ち業務に含めないこと。

ii) 手持ち業務の基準日を、業務着手時期とすること。

<理由等>

設計及び監理業務の管理技術者に求められる手持ち業務の要件は、一般的に契約金額 4 億円未満、契約件数 10 件までとされ、手持ち業務としては、管理技術者、又は照査技術者若しくは担当技術者とされている。

設計の照査技術者は、管理技術者と異なり、設計業務が適切に行われていることを担当者以外の者がチェックするもので、当該設計業務に従事しているというものではないので、国土交通省等と同じように手持ち業務から除外しても、本件業務への影響はないものと考えられる。

また、手持ち業務の基準日については、入札公告から業務着手までに相当の期間があることから、業務着手日とすることが実態に合ったものであると考えられる。

(4) 技術業務に係る技術提案書の作成・提出について、参加希望者の負担軽減の観点から、次のことを考慮すること。

i) 入札公告から技術提案までの期間を一律に決めるのではなく、求める技術提案の内容等を踏まえ、十分な期間の確保に努めること。

ii) 技術者の経験業務等の確認資料については、PUBDIS（公共建築設計者情報システム）のデータを活用するなど最小限のものとするよう努めること。

iii) 参加表明書と技術提案を同時に求めるのではなく、参加希望社及び配置予定技術者の経験等に基づく一次評価で参加者の絞込みを行った上で、技術提案を求める方式を採用すること。

<理由等>

入札公告から技術提案書の提出までの期間は、最短の 10 日程度で設定される場

合が多く、実質の作業時間としては1週間以内となっていて、十分な検討期間が確保できない。

また、配置予定技術者の経験業務等を証明する詳細な資料を求められるため、その作成に大きな労力を費やしている状況であるので、PUBDIS等を活用することによって、負担の軽減を図る必要がある。

更に、国交省においては、参加表明書と技術提案書の提出を同時に求めるのではなく、会社の実績や配置予定技術者の経験等に基づく評価によって、技術提案書の提出を求める者を絞り込むことによって、参加希望者の負担軽減を図っている。これは、技術提案のうち、会社の実績や配置予定技術者の評価での評価が低い者の負担の軽減を図っているものであると考えられる。

(5) 配置予定技術者からのヒアリングは、業務に要する技術力、難易度等を考慮し、真に必要なものに限定して行うこと。

<理由等>

現在、総合評価方式においては、原則、配置予定技術者からのヒアリングが行われているが、競争参加者の負担(1件30～40万円とも言われている)が大きい。

国交省においてもヒアリングを行う制度を設けているが、それは「必要がある場合」に行われるものであり、弾力的な運用が行われているものと考えられる。防衛省においては、「建設コンサルタント業務等の契約に係る総合評価方式の実施細則」において、ヒアリングの実施が明記されていることから、原則行われているものであるが、工事に係る総合評価方式では一般にヒアリングが実施されていないことなども考慮して、競争参加者の負担軽減を図る必要がある。

(6) 設計変更に係るガイドライン等を整備し、技術業務に係る契約の適切な履行を図ること。

<理由等>

設計業務委託においては、受託後の打ち合わせ等において、それまでの設計内容の大幅な変更を求められることがあったとしても、殆どの場合、設計変更が行われないことから、受託者に大きな負担が強いられている。このことは、技術業務において、どのような場合に設計変更を行うかの明確な基準が示されていないことに起因するものと考えられることから、技術業務に係る設計変更のガイドラインを整備する必要がある。

(7) 技術業務に係る積算においては、業務の実態を踏まえ、以下の事項を考慮すること。

i) 米軍施設及び自衛隊施設に係る設計の打ち合わせ回数は、実態に即した回

数とすること。

- ii) 概算工事費の算定、特記仕様書及び報告書の作成に要する経費などを適切に計上すること。
- iii) 監理用車両について、現行の損料による算定方式から、実態に即したレンタカーを利用する方式に変更すること。
- iv) 建築工事の設計費の積算における国土交通省告示第15号の別添2に定める建築物の種類の選定においては、自衛隊施設の実態に即して行うこと。
- v) 建物付帯の土木工事等防衛省独自の設計歩掛については、業務の実態に合ったものに見直しを行うこと。
- vi) 部隊等ユーザーのニーズを取りまとめる必要のある実施設計については、仕様書にその旨を明記すると共に、基本設計に準じた経費を見込む必要があること。

<理由等>

設計における打ち合わせ回数は、特に米軍施設については、QBR (Quarterly Briefing Review)が、プロジェクトごと、工種ごとに行われることから、設定された回数を大幅に超過している。また、自衛隊施設についても、ユーザーとの調整、他工種との調整を受託者に求められることが多く、打ち合わせ回数は大幅に増加している。

概算工事費の算定、特記仕様書及び報告書の作成を求められているが、防衛省の標準部掛にはこれらの項目は無く、どのように算定されているのか不明である。

監理用車両については、殆どの場合、レンタカーを使用するのが一般的となっているので、実態に即した積算とする必要がある。

建物付帯土木工事は、小規模ではあっても工種が多く、現行の歩掛(9.5人)では、業務の実態に適合していないと見込まれるので、調査等を行い見直しを行う必要がある。

部隊等のニーズが固まっていない状態で実施設計が発注され、その取りまとめの作業を受託者に指示される場合があるが、仕様書に業務内容を明記すると共に、この作業に要する経費を、基本設計に準じて委託費に見込む必要がある。

3 工事関係の業務について

(1) 総合評価方式における技術提案の課題設定及び評価等において、以下の点を考慮する必要があること。

- i) 技術提案の課題設定に当たっては、工事の規模、技術的な難易度及び現場条件を考慮の上、真に提案を採用することにより具体的な効果が期待できるものとする。

ii) 入札公告から技術提案書の提出までの期間は、求める技術提案の難易度等も考慮した余裕のある期間を設定すること。

iii) 技術提案の審査に当たっては、明確な基準に基づき、工事間、防衛局間で齟齬を来たさないよう行う必要があること。

<理由等>

総合評価方式が本格的に採用されてから5年以上が経過し、競争参加者においても本方式に習熟して来ている。一方、発注者においても、特に建築工事については、類似の課題設定が多く、競争参加者間の差も小さくなって来ている。

このような現状を踏まえるならば、特に建築工事においては、競争参加者の負担軽減を図るとの観点から、より簡便な技術提案を求める方式の検討も必要である。一方において、技術提案を求めることで、大きな効果が期待できるものについては、しっかりした提案をしてもらうための準備期間を確保する必要がある。

技術提案書の評価において、標準案と有効な案との基準が曖昧であること、同趣旨の提案であっても、局間や工事間で評価が異なる事例が見受けられるが、審査の信頼性を損なわないようにするための措置が必要である。

(2) 大規模建築工事であっても、躯体工事と内装工事等を一体として発注するための予算を確保すること、また、止むを得ず分割発注とする場合においても、躯体と内装は一体であるとの原則に従った契約方式（随意契約）を採用すること。

<理由等>

防衛省においては、大型建築工事の場合、躯体工事と内装工事をそれぞれⅠ期、Ⅱ期に分割して発注され、Ⅱ期工事についても競争性があるとして一般競争（総合評価方式）により契約に付されている。

建築工事においては、一般的に躯体よりも内装工事の方が利益率が高く、場合によっては躯体工事でも利益が出なくても内装工事でもカバーできるというのが業界の一般的な考えである。従って分割発注した場合、工事業者としての魅力が相当失われることになる。

また、建物は躯体と内装が一体として機能するものであり、これを分割して発注することは、業者にとって「自分たちが建てている建物」という意識が希薄になり、品質確保や、問題が生じた場合の責任の所在が不明確になるなど多くの問題が指摘されている。

国交省官庁営繕は、このことについて「前工事と後工事の関係にある工事の後工事に係る随意契約について」において、一体工事を原則とすること、後工事がある場合には随意契約によることを明記している。

防衛省においても、建築物の品質の確保、魅力ある防衛施設建設事業の実現、業務の効率化等の観点から、躯体と内装工事の一体発注の原則の実現を図る必要がある。

る。

(3) 建築工事について、工事数量を設計図書に明示し、これに変更があった場合には設計変更を行えるよう措置すること。

＜理由等＞

建築工事における工事数量は、競争参加者の負担軽減等のために入札前に公表されているが、この数量の取扱は、あくまでも工事費の算定のためのもので、設計数量とはされていない。

この数量に変更（違算を含む）があった場合、数量減となる場合には、発注者から設計変更をする旨の協議があるが、変更増になった場合には、参考数量であることを根拠にして設計変更が行われないのが一般的となっている。

このような発注者側の立場を利用した対応は、発注者としての信頼を損なうものであり、是正が強く求められるものである。

防衛省においては、建築工事であっても、標準図活用発注方式などにおいて、工事数量を設計数量として契約している事例もあることから、適正且つ公正な契約関係の確保の観点からも、工事数量を設計数量として取り扱えるよう措置する必要がある。

(4) 配置予定技術者の要件は、工事の難易度、現場条件等を考慮し、柔軟に設定すること。

＜理由等＞

配置予定技術者に求められる経験は、会社のそれと同程度のもものが求められているが、昨今の人手不足、若手技術者の登用等の観点から、その緩和について検討する必要がある。

例えば、建物のシールド工事のように専門工事業者が施工するものについて、元請の技術者にその経験を求める必要性は小さいものと考えられる。

(5) 建築工事に含んで発注される小規模な設備工事に係る監督・検査は、請負者の負担軽減の観点から、より効率的な対応とすること。

＜理由等＞

建築工事に含んで発注される小規模な設備工事の監督・検査は、電気、機械及び通信の職種ごとに個々に行われることから、現場での対応が大きな負担となっている。例えば、主管課が窓口となって一括して事務の処理が行えるような対応とすることが必要がある。

(6) 材料費及び工事費等の見積りに関して、以下のことを検討のうえ必要な措置を

講じること

- i) 物価誌の掲載単価以外の資材単価（発注者において調査の上決定している単価）、見積価格等の公表について、競争参加者の負担軽減及び入札の公正性の確保等の観点から、事前の公表に関すること。
- ii) メーカーから徴収した見積価格の査定基準等を整備すること。

<理由等>

物価調査会等に調査委託して決定している資材単価は、一般的に、物価誌の記載と地域が異なる場合などであり、物価誌のそれと同程度の扱いで良いと考えられること、特殊な資機材及び工事費の見積価格については、全体工事費に占める割合が高く、入札価格を大きく左右するものがあるが、請負者の積算能力とは関係がなく、メーカー等の思惑に左右されることなどから、負担軽減及び公正な入札の執行等という観点から、見積価格又は見積もり徴収業者の公表について検討する必要がある。

また、メーカー等から徴収した見積もりについて、極端な場合には、半値八掛けというような査定も行われているように見受けられるので、その適正を図ることが不可欠である。

(7) 技術提案書の提出前に、現場確認を行えるような方策を検討すること。

<理由等>

技術提案の課題によっては、現地を確認する必要があるものがあるが、現行では、技術提案書の提出後にしか現場確認が行えないこと、また、米軍基地等においては、実質的に現地確認ができない場合が多い。

現地確認が出来ない場合、基地等の中で工事を実施している会社が著しく有利となり、入札の公正性の確保の観点からも問題があることから、現場確認を行える方策を検討するか、現場確認を行う必要の無い課題設定を検討する必要がある。

(8) 設計・施工一括発注方式の採用に当たっては、「設計・施工一括発注方式実施要領」に基づいて行われているが、特に以下のことに留意すること

- i) 対象工事は、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより個々の業者等が有する特別な設計及び施工技術を一括して活用できるものに限定的に適用すること。
- ii) 総合評価方式における技術提案の評価において、最も優れたものと、そうでないものの評価点に較差を設けることによって、最も優れた提案をした者が競争に有利となるよう措置すること

<理由等>

建築物については、防衛省の実施要領においても設計・施工一括発注方式の対象とされていない。このことは、建築物は、面積、各室の配置、構造などがある程度

決められていて、技術提案の余地が少ないことによるものと考えられる。

総合評価方式は、除算方式で行われるため、技術評価の差が少なければ価格によって落札者が決定する傾向にある。設計・施工発注方式は、優れた技術提案を得て高い品質の施設を建設することが本旨であるので、国交省においては評価順位ごとの評価点に20点の差を設けていることなども踏まえ、技術評価点の配点においてはこのことに十分配慮することが不可欠である。

(9) 大型工事に遠隔地の小規模工事を含めた発注方式は、採用しないようにすること。

<理由等>

大規模工事と小規模工事を併せて1件として契約したとしても、遠隔地であればそれぞれに技術者を常駐させなければならないなどコストアップの要素が大きくなるので、小規模工事を含めることで大規模工事の魅力を失われることになる。

(10) 標準図活用発注方式については、設計費の確保や設計の前年度実施など、これを採用しなくても良い体制を整備することが不可欠であるが、止むを得ず本方式により発注する場合には、関連する事務処理要領を見直し、以下の措置を講じること。

- i) 設計業務に関して発注者側の役割・責任を明確にするなど、業務の適切かつ円滑な実施のための措置を講じること。
- ii) 設計が完了し、契約変更を行った後に工事に着工するよう措置すること。
- iii) ゼネコン等の設計能力を活用するため、請負者自ら設計できるよう措置すること。
- iv) 業務上知り得た情報の保全措置など、発注者、請負者及び設計業務の下請け者の関係を明確にすること

<理由等>

標準図活用発注方式に係る事務処理要領においては、設計の監督も工事監督官が担当することなどから、十分な対応ができておらず、設計に不測の期間を要している現状である。

また、完成した設計図面に基づく契約変更が、工期末間近に行われているのが通例であり、安全管理、下請契約その他契約上の不都合が生じており是正を図る必要がある。

特記仕様書において、設計図又は詳細図の作成は、防衛省に競争参加登録している者が行うこととされているが、建設業者においても十分な設計能力を有しているものもあり、また施工を考慮した設計を行うノウハウを持っていることから、請負業者自らも設計できる制度とする必要がある。

(1 1) 工事費の積算においては、市場の動向を、適切かつ迅速に反映できるよう措置すること。

<理由等>

物価誌記載の市場単価等が、市場の動向を反映するのに時間を要しているが、防衛省としても、業界からの聞き取りや調査などによる情報収集に努める必要がある。

(1 2) 設計変更は、変更事由が生じた時点でできるだけ速やかに行うよう措置すること。

<理由等>

工事に変更があった場合、経費の合意が無いまま変更内容の指示をされ、正式な契約変更は工期末に行われる傾向がある。このような対応では、変更に係る予算の確保ができなくなり契約上のトラブルを引き起し、発注者としての信頼を損なうことになる恐れがある。また、請負者としては、正式な契約に無い工事などの下請け契約を結ぶことなど適切な契約の履行の観点からも多くの問題意識を持っている。

工事の変更があった場合には、軽微な変更は別にしても、速やかに契約変更が行えるよう措置する必要がある。

(1 3) 工事契約後、計画通知等の法手続きにより工事着手を見合わせる場合は、期限を明確にして工事中止命令を行う必要があること。

<理由等>

工事契約後、建築計画通知等の法手続きのために、何時から着手できるのかの見通しも示されないまま長期間工事着手を見合わせる場合が多く、職員の配置や下請けの手配等に苦慮している。

工事中止命令を行うことで、工期延期等の理由の明確化、職員配置や下請けの手配等を計画的に行うことができる。

(1 4) 米軍基地内の工事については、入退場時間の制約があることを考慮し、歩掛及び現場経費の割り増しを行うなど、実態に合った積算が行えるよう措置する必要があること。

<理由等>

米軍基地においては、基地に入るためのパスの取得、作業員等の現場までのエスコートのための人員の配置が必要であること。

また、渋滞などにより基地への出入りに長時間を要し、所定の作業時間が確保できない場合が多いこと。

(15) 建築工事等の工期 T の算定に当たっては、基地内への立ち入り手続き等のための準備期間についてもこれに含めて行うこと。

<理由等>

防衛施設の建設工事においては、契約から工事着手までの間に、駐屯地等への入門手続き等に相当の期間を要するが、これらの手続きは現場代理人等を配置して行っているのが現状であり、準備期間においても現場管理費は発生している。

このことから現場管理費の算定の基礎となる T の算定においては、これら準備期間も含めて行う必要がある。

(16) 建築物にかかる通信工事は、電気工事と一体とした監督・検査を行う必要があること。

<理由等>

建築物にかかる電気工事と通信工事は、一体として発注されているが、工事の監督が電気と通信で分けられるため、2名の専任技術者の配置を求められている。国交省等においては、建築物に係る通信工事は、電気工事と一体として取り扱われているので、そのような取扱としても特段の問題はないものと考えられる。

(17) 警備員及び監督官事務所備品等の積算においては、現場における実態等に即したものとする必要がありこと。

i) 事務連絡員及び通訳等は、人材派遣を利用しているのが実情であること。

ii) 現場連絡車両は、レンタカー又はリース車を利用しているのが実態であること。

<理由等>

現行では、事務連絡員は国家公務員の給与規則に基づき、連絡車両については損料等を計上する方式で行われており、金額の面で差が生じている。

—以上—

有志による防衛施設建設業務に関する懇談会

1 会議の開催

第1回 平成25年12月20日 議題：防衛施設建設業務の問題点について

第2回 平成26年1月28日 議題：防衛施設建設業務の改善策について

第3回 平成26年3月11日 議題：提言のとりまとめについて

参加者名簿（順不同）

<建設コンサルタント等関係>

永田 省一 依田 毅 中村 能昭 増田 慎吾

斉藤 武範 塘 一成 徳永 正己 土田 忠由

<工事関係>

肥田 明義 生澤 守 本間 敏市 川村 進

大木 克彦 土居 隆彦 中園 康也 北浦 登

向 幸弘

<（公財）防衛基盤整備協会関係>

西村 義彦 松田 隆繁